

平成20年度 東京都教科用図書選定審議会（第3回）

議 事 録

日 時：平成20年7月8日（火）午後2時

場 所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

平成20年度東京都教科用図書選定審議会（第3回）議事日程

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 諮問事項審議

ア 諮問事項について

イ 平成21年度使用教科書採択案（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）
及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

(2) 答 申

4 挨 拶

5 閉 会

【配布資料】

議事日程

座席表

平成20年度東京都教科用図書選定審議会委員名簿

東京都教育庁事務局職員名簿

諮問文（写）

平成17～20年度使用 教科書調査研究資料（小学校）

平成17～20年度使用 都立盲・ろう・養護学校（小学部）教科書調査研究資料（文
部科学省検定済教科書）

平成21～22年度使用 都立特別支援学校（小学部）教科書採択資料（文部科学省
検定済教科書）

平成21年度使用教科書採択（案）

平成20年度東京都教科用図書選定審議会（第2回）議事録

午後2時開会

【管理課長】 それでは、定刻になりました。

本日は、御多忙のところ、また、お暑い中をお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

委員の出席状況について、御報告をいたします。4名の委員につきましては、所用のため欠席という御連絡が入っております。1名の委員につきましては、所用で少し遅れるということでございます。2名の委員につきましては、こちらに向っているものと思われま。洞爺湖サミットの関係で大変厳重に警備がされておりますので、ちょっと遅れているのかと思います。

現在、20名の委員のうち13名の委員の方がこちらに御出席をいただいております。定足数は過半数ということで満たしておりますので、ただいまから審議会を開会させていただきますと存じます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

【会長】 開会宣言前でございますが、皆さん、こんにちは。

ただいまから第3回東京都教科用図書選定審議会を開会いたします。

なお、第1回の会議で決定しておりますが、本審議会は教科書採択の公正確保のため、非公開で行うことを最初に確認させていただきます。

それでは、本日の配布資料について、事務局より御説明をお願いいたします。

【管理課長】 それでは、以降、着座にて御説明させていただきます。

お手元の配布資料でございますが、10点ございます。

1点目が、議事日程でございます。

2点目が、座席表。

3点目が、平成20年度東京都教科用図書選定審議会委員名簿。

4点目が、東京都教育庁事務局職員の名簿。

5点目として、諮問文（写）がござい。以降、やや厚くなっておりますけれども、資料がござい。

6点目が、平成17～20年度使用教科書調査研究資料（小学校）でございます。

7点目が、平成17～20年度使用都立盲・ろう・養護学校（小学部）教科書調査研究資料（文部科学省検定済教科書）でございます。

8点目が、A4の横判になりますが、平成21～22年度使用都立特別支援学校（小学部）教科書採択資料（文部科学省検定済教科書）でございます。

9点目が、平成21年度使用教科書採択（案）という資料がございます。

最後に、平成20年度東京都教科用図書選定審議会（第2回）議事録。

以上、10点の資料を配布させていただいております。

御確認をお願いいたします。

なお、一番最後の資料でございますが、第2回審議会の議事録につきましては、御覧いただきまして、御意見等ございましたら後ほど事務局までお願いいたします。

以上でございます。

【会長】 資料10点という御説明でございました。よろしいですか。

それでは、議事に先立ちまして、東京都教育委員会からごあいさつをお願いいたします。

【指導部長】 失礼いたします。

第3回審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お暑い中、またお忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

4月14日の第1回の審議会におきましては、教科書採択に当たっての留意事項、そして、教科書調査研究に当たって検討すべき項目について答申をいただきました。

また、前回の6月2日の第2回審議会におきましては、特別支援教育教科書等の調査研究資料につきまして、適切である旨の答申をいただいたところでございます。

区市町村教育委員会等に対する指導・助言の資料、及び都立特別支援学校用教科書の採択（案）作成の資料として、これらを東京都教育委員会に報告いたしまして、活用させていただいたところでございます。

第3回目本日は、平成21年度に都立の中学校、中等教育学校の前期課程で使用いたします教科書、そして都立特別支援学校の小・中学部で使用いたします教科書の採択（案）について御審議いただくことになっております。

都教育委員会では、さきに答申をいただきました教科書の採択方針の各事項に留意しながら、「平成21年度使用教科書採択（案）」を作成いたしました。

採択（案）の概要につきましては、この後、管理課長から御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいります。

初めに、本審議会に対する諮問事項について、事務局より説明をお願いいたします。

【管理課長】 それでは、御説明させていただきます。

本審議会に対します諮問は、第1回の審議会の際に一括してお願いを申し上げました。

改めて資料として諮問文の写しをお配りしてございますので、そちらを御覧いただきたいと思っております。

5番目の資料でございます。

本日、御審議いただきます内容は、諮問事項の3、「平成21年度使用教科書採択案（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について」でございます。

都立の義務教育諸学校において使用します教科書の採択は、都教育委員会が行うことになっておりますけれども、その採択に当たっては、あらかじめ本審議会の意見を聞く必要があると法令で定められております。

したがって、本日は平成21年度から使用します教科書を都教育委員会が採択する際の採択（案）及び採択資料が適切なものであるかどうかについて、御審議をいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

【会長】 ただいま説明がありましたように、本日は諮問事項の3番目、最後の項目ですが、この諮問について意見をまとめていきたいと思っております。

それでは、早速、「平成21年度使用教科書採択（案）」についての説明を事務局からお願いいたします。

【管理課長】 それでは、「平成21年度使用教科書採択（案）」について御説明いたします。

まず、内容の説明に入ります前に、今年度の教科書採択について確認をさせていただきたいと存じます。

義務教育諸学校で使用いたします教科書の採択につきましては、第1回の審議会でも御説明いたしましたが、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、いわゆる無償措置法第14条によりまして、毎年度採択をしなければならないことになっております。

また、同一の教科書を採択する期間は、毎年度採択替えができます学校教育法附則第9

条の規定による教科書、一般図書でございますが、こちらを除きまして4年となっております。

小学校の教科書につきましては、前回平成16年度に採択替えを行いました。したがって、今年度は4年が過ぎましたので、採択替えの年ということになります。

また、中学校用の教科書につきましては、平成17年度に採択替えを行いましたので、今年度の採択まで、すなわち平成21年度に使用する教科書までは同じ教科書を採択することになっております。

都立の義務教育諸学校に係る今年度の採択は、小学校用教科書につきましては採択替えとなります。該当する種別ですけれども、都立特別支援学校の小学部で使用します文部科学省検定済教科書ということになります。

中学校用教科書は、昨年度採択した教科書と同一の教科書を採択することになります。こちらに該当いたしますのは、都立の中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部で使用する検定済教科書でございます。

それでは、内容の説明に入らせていただきたいと思います。

初めに、今年度採択替えとなります都立特別支援学校小学部の教科書採択（案）について御説明をいたします。

配布しております資料のうち、「平成21年度使用教科書採択（案）」、A4の縦判の資料でございます。こちらの11ページをお開きいただきたいと思います。11ページ、前半の部分に記載がございます。

検定済教科書の採択替えに当たりましては、対象となる教科書について調査研究の上、採択資料を作成し、その採択資料を採択（案）として審議会にお諮りいたします。その上で、都教育委員会において教科書や調査研究資料及び採択資料等を踏まえまして検討し、適切な教科書を採択しているところでございます。

お手元でございます資料のうち「平成17～20年度使用 教科書調査研究資料（小学校）」、「平成17～20年度使用 都立盲・ろう・養護学校（小学部）教科書調査研究資料」（文部科学省検定済教科書）」、こちらの2冊になります。これらの資料につきましては、第2回の審議会でお諮りいたしまして、適切であるという旨の答申をいただきました。

これらは、平成21年度に新たに発行される教科書がなく、現在使用されている教科書が採択替えの対象となるということから、前回採択替えの平成16年度に作成したものを、そのまま活用させていただくことになりました。

また、A4判横の資料がございます。「平成21～22年度使用 都立特別支援学校（小学部）教科書採択資料（文部科学省検定済教科書）」という表題のあるものでございます。この採択資料は、ただいまの2つの調査研究資料から、障害のある児童が学習する上で必要な「内容」及び「使用上の便宜」等について項目を選定しまして、調査研究資料と同じく、前回採択替えの平成16年度に採択資料として作成したものを学校種別名など、表記の一部を改めて作成したものでございます。こちらの資料を御説明させていただきます。

1ページを御覧いただきたいと思います。

各項目の中に星印、もしくは三角の印を付してございます。内容につきましては星印、表記・表現及び使用上の便宜につきましては、三角の印というふうに分けてございます。

それぞれ障害のある児童が使用するに当たって、興味・関心を喚起する点をプラス面としまして☆印、あるいは△で評価しております。

また、指導上配慮を要する点につきましては、マイナス面といたしまして★印、あるいは▲で評価しております。白抜きのものが多いほど好ましいと。逆に、黒塗りが少ないほうが望ましいということになるわけでございます。そのように見ていただければと思います。

また、評価につきましては、星、三角の数であらわしておりますけれども、4段階評価としまして、数値で示せるものにつきましては、最大と最小の数値の差を25%ずつで区分してございます。一番少ないものが1、一番多いものが4という形でございます。各教科ごと、また、各障害種別の学校ごとにこのような構成をとっております。

なお、視覚障害の特別支援学校で使用する検定済教科書につきましては、全盲の児童と弱視の児童と一緒に学習するため、文部科学省著作教科書など、点字教科書が出版されている教科につきましては、点字教科書の原典となっている検定済教科書を採択する必要があります。

したがって、点字教科書の出版されている教科につきましては、本採択資料には視覚障害特別支援学校用の資料として掲載しておりません。逆に、点字教科書の出版されていない教科がございます。例えば、書写、地図、生活、図画工作、これらの教科につきましては、教科書を選定する必要がありますので、その教科については資料の中に掲載しております。

以上が採択資料の内容の説明でございます。都立特別支援学校の小学部における平成21年度使用の検定済教科書につきましては、本採択資料を採択（案）としていきたいと考

えております。

まず、本件につきまして御審議をいただきまして、その他の採択（案）につきましては、後ほど、まとめて御説明をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

審議が2段階になっておりまして、第1段階として、ただいま説明がありました今年度の採択替えとなります特別支援学校（小学部）で使用します検定済教科書の採択（案）について、まず審議を行うことといたしまして、先ほど説明がございましたように、それ以外の教科の採択（案）は後ほど、また説明をしていただくこととなります。

A4版横の資料の説明をいただきました。

ただいま説明のありました内容について、御質問も含めて何か御意見等がございますでしょうか。いかがでしょうか。

表の見方等につきまして、記号等の説明もございました。御覧いただきまして、もし、御意見がございましたら、どうぞおっしゃってください。少し時間をとりますので、御覧ください。

先ほど御説明いただきました、これまでの調査研究の報告には、多少手直しがあったところはございますか。

【管理課長】 以前、「盲・ろう・養護学校」という表記があったところにつきましては、「特別支援学校」という表記に変わっている部分がありますが、内容についての変更点はございません。

【会長】 わかりました。内容についての変更はなしと。文言の整理はされたというお答えでございます。

よろしいですか。

それでは、次に、ほかの教科書の採択（案）につきまして説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

【管理課長】 それでは、ただいま御説明させていただいたもの以外ということで、「平成21年度使用教科書採択（案）」について御説明をいたします。

こちらの資料でございます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

都立の中学校及び中等教育学校（前期課程）用の教科書の採択（案）でございます。現

在、都立の中高一貫6年制学校は、高等学校の附属中学校が白鷗、両国、武蔵の3校、中等教育学校が小石川、桜修館、立川国際の3校、合わせて6校ございます。これらの学校で使用いたします中学校用の教科書は、今年度は採択替えの年ではございませんので、昨年度採択しました教科書が採択（案）になります。その内容は3ページから8ページにかけまして、各学校の採択一覧として掲載しております。こちらがそのまま採択（案）ということになります。

なお、7ページの立川国際、その次のページの武蔵の一覧表を御覧いただきたいと思えます。その中で、社会（公民的分野）の部分が斜線になっております。このことについて説明いたしますと、中学校の学習指導要領におきましては、公民は3学年で履修する、3年生のときに履修することになっております。今年開校したばかりのこの2つの学校につきましては、現在、1学年の生徒しかおりませんので、その生徒が3年生になる平成22年度に使用することになります公民の教科書の採択は、来年度行うということになりますので、今年は斜線ということでございます。

次に、9ページを御覧いただきたいと思えます。都立特別支援学校（小・中学部）における平成21年度使用教科書採択（案）でございます。

11ページを御覧いただきたいと思えます。（案）の1となっておりまして、文部科学省検定済教科書でございます。

都立特別支援学校の小学部における平成21年度使用教科書につきましては、先ほど御審議をいただいたところでございます。別添の採択資料を採択（案）とするということでございます。

中学部における教科書につきましては、13ページの「平成21年度使用 都立特別支援学校（中学部）文部科学省検定済教科書採択一覧」というのがございます。こちらが、今現在使用している教科書でございますけれども、これをそのまま採択（案）とするというものでございます。

続きまして、（案）の2、15ページを御覧いただきたいと思えます。

こちらは、文部科学省の著作教科書でございます。都立特別支援学校における平成21年度使用教科書のうち文部科学省の著作教科書につきましては、17ページから21ページにかけまして一覧を掲載しております。こちらを採択（案）とするものでございます。

文部科学省発行の「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（平成21年度使用）」がございしますが、その目録に登載されております文部科学省著作教科書を障害種別ごと、小・

中学部ごとに採択（案）として一覧にしまして、お示しをしております。

続きまして、17ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは、特別支援学校（小・中学部）視覚障害者用〔点字版〕の文部科学省著作教科書の一覧でございます。目録に登載されております視覚障害者用著作教科書を小・中学部別にまとめたものでございます。

17ページが小学部用、18、19ページが中学部用となっております。

続きまして、20ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは、特別支援学校（小・中学部）聴覚障害者用文部科学省著作教科書一覧でございます。視覚障害者用と同様、目録に登載されております著作教科書を小・中学部別にまとめております。

21ページでございます。こちらは、特別支援学校（小・中学部）知的障害者用の文部科学省著作教科書一覧でございます。

次に、23ページ、（案）の3でございます。学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）について掲載をしております。都立特別支援学校（小・中学部）における平成21年度使用教科書（学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書））につきましては、25ページから、先に飛びますが51ページまでのところに一覧を掲載しております。こちらを採択（案）とするものでございます。

まず、25ページの部分ですが、こちらは点字版の一般図書。26ページから29ページにかけましては、拡大版の一般図書について一覧をお示ししております。これらは、視覚障害のある児童・生徒のために、文部科学省の検定済教科書を原典として作成された点字版、あるいは拡大版の一般図書ということでございます。

拡大版の一般図書につきましては、知的障害を除く障害種別の特別支援学校用に採択します検定済教科書を原典とするものは、発行されているものすべてを採択いたします。小学部で使用します検定済教科書は、採択される教科書が今現在、未定で決まっておりませんので、現在、教科書発行者及び民間出版社から発行されている拡大教科書はすべて採択（案）としております。

また、採択期限でございます8月31日以降に該当する拡大教科書が新たに発行された場合には、それも採択（案）として追加採択をさせていただく場合がございます。

飛びますが、30ページをお開きいただきたいと思います。

このページから51ページまでが知的障害特別支援学校用及び視覚障害・聴覚障害・肢

体不自由特別支援学校において知的障害と重複のある児童・生徒用の一般図書の一覧となっております。

昨年度、本審議会でご審議をいただきました「特別支援教育教科書調査研究資料」に掲載しておりました一般図書のうち、供給不能となった図書を除きまして、今年度、新たに調査研究を行い、第2回の審議会におきまして御審議をいただき、適切とされました一般図書とあわせて一覧にまとめたものでございます。

以上が、平成21年度に使用いたします都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校小・中学部の教科書の採択（案）についての説明となります。

以上でございます。

【会長】 採択（案）について、これですべて説明をいただきました。

これから審議に入りたいと思います。御質問・御意見等ございましたらお願いします。

大変分量が多いもので、端的に整理をしていきますと、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）の教科書につきましては、昨年度採択した教科書を採択（案）とすると、これでいいですね。

それから、都立特別支援学校（小学部・中学部）に関しましては、文科省の検定済教科書については、小学部は初めに審議したとおり、採択資料を採択（案）とするということですね。

中学部の教科書につきましては、今現在使用している教科書をそのまま採択（案）とするという認識でよろしいですか。

文部科学省の著作教科書につきましては、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録」掲載の教科書を一括して採択するという認識でよろしいですか。

【管理課長】 はい。

【会長】 それから、附則の9条の規定による教科書、一般図書に関しましては、第2回に審議して、資料を作成しましたが、これは一括採択ですか。

【管理課長】 一括採択です。

【会長】 それを認めるということでいいですね。

そのほか視覚障害者用のものの説明もございましたが、一括採択という認識でよろしいですか。

それでは、今説明がありました全部について特に段階を追ってしていきませんので、御質問、御意見等がございましたら、おっしゃってください。どうぞ。

もう少し時間をとりますので、御覧をいただいて、御質問でも遠慮なくおっしゃってください。

それでは、採択（案）につきまして、御意見を伺ったということにさせていただきます、これから答申について審議に入りたいと思います。

これから答申をするわけですが、今までの御説明、今の審議の過程を含めまして、答申についてでございますが、何か御意見があればお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に御質問、御意見がないようでございます。

今までの事務局の説明や審議の様子を見まして、会長としては事務局の説明どおりの採択（案）が適切であると判断いたしますが、よろしければ、その方向で答申をまとめたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 それでは、事務局と会長、副会長で相談いたしまして教育委員会への答申案の形をまとめたいと思いますので、その間、15分ぐらい休憩したいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

（ 休 憩 ）

【会長】 それでは、審議を再開します。

これまでの審議を踏まえまして、答申の案文を作成しましたので、事務局に配布させていただきます。

（ 答 申（案） 文 配 布 ）

【会長】 それでは、答申（案）がお手元に届いたようでございますので、私のほうで読み上げさせていただきます。

（案）

平成20年7月8日

東京都教育委員会 殿

東京都教科用図書選定審議会
会長

平成21年度使用教科書採択案（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）
及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について（答申）

諮問（平成20年4月14日付東京都教育委員会）のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった別添「平成21年度使用教科書採択（案）」は、平成21年度に都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校の小・中学部において使用する教科書の採択（案）として適切であると認められる。

都教育委員会は、本採択（案）はもとより、既に答申している「小学校用教科書調査研究資料」、「都立特別支援学校（小学部）用教科書調査研究資料」及び「特別支援教育教科書調査研究資料」等を採択に当たっての資料とし、都教育委員会の責任と権限において、適正な採択を行うこと。

以上でございます。

何か御意見等がございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。先ほどまとめました案でございます。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

【会長】 答申（案）について審議をいたしました。御異議がなければ、ただいま御検討いただいた内容のとおり、答申したいと思えます。

よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 異議なしということであります。

ありがとうございます。

この答申（案）を本審議会の答申として決定させていただきます。

私が署名いたしまして、教育委員会に手渡したいと思えます。

では、諮問のありました件につきまして答申をいたしますので、よろしくお願ひします。

【指導部長】 ありがとうございます。

【会長】 そのほか、何かございますでしょうか。

よろしいですか。

事務局のほうで御連絡等がございましたら、よろしくお願いいたします。

【管理課長】 それでは、事務局から御連絡をさせていただきます。

本日、答申をいただきました採択（案）につきましては、しかるべき時期に東京都教育委員会に付議させていただきますして、都立の義務教育諸学校で使用いたします教科書の採択を行う予定でございます。

教育委員会におきまして議案が決定になりましたら、審議会委員の皆様方には直接資料をお送りする予定でございます。それまでは、時限秘扱いということで、大変恐縮でございますが、お手元の採択資料につきましては、本審議会終了後、回収をさせていただきますので、机上にそのまま置いてお帰りいただくようお願い申し上げます。

なお、調査研究資料につきましては、お持ち帰りいただいて結構でございます。

また、先般も申し上げておりますが、委員の皆様方のお名前や会議録につきましては、報道関係その他、求められるところには、採択期限後の9月1日以降に開示又は公表することになりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、東京都教育委員会からごあいさつをお願いいたします。

【指導部長】 それでは、閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成21年度使用教科書採択案につきまして、御審議いただきましてありがとうございます。

いただきました答申につきましては、しかるべき時期に開催されます都教育委員会に報告させていただきます。

選定審議会の委員の皆様には、4月14日の第1回審議会から3回にわたりまして教科書の採択につきまして、慎重かつ活発に御審議をいただき、貴重な御意見を賜りました。

さらに、区市町村教育委員会等に対する指導・助言につきましても、適切な答申をいただきまして、心より感謝申し上げます。

本日もちまして本審議会は事実上終了するわけでございますが、委員の皆様方にはほんとうにお世話になり、ありがとうございました。

今後とも引き続き御指導のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ほかになければ、これをもって本日の会議は終了いたします。

最後に、委員の皆様、いろいろ御協力いただきまして、3回の審議会がすべて無事に終

いたしました。会長を仰せつかりましたが、会長として皆様にお礼を申し上げたいと思
います。

ほんとうにどうもありがとうございました。

事務局の方、御苦労さまでした。

了